

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市における人口構造（令和7年1月31日現在）は、総人口77,901人、年少人口7,995人、生産年齢人口44,369人、老年人口25,537人、高齢化率32.8%となっており、少子高齢化が進んでいる状況である。

また、産業構造は、地域経済分析システム「RESAS（リーサス）」に基づく分析によると、一部の産業に偏っているのではなく、各種産業のバランスが取れている構造となっている。

当市に所在する中小企業は、市街地のみならず、山間部など市域全域に点在しており、これまで当市の地域経済の発展に大きく寄与してきた。

しかし、近年は、少子高齢化による人手不足や所有する設備の老朽化などの課題を抱えており、労働生産性が伸び悩んでいる状況である。

(2) 目標

市内中小企業が抱える厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、市内の労働生産性を向上させることとし、当市による先端設備等導入計画認定数の目標を2年間で10件以上とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した市内中小企業の労働生産性の目標伸び率は、年平均3%以上とする。

2 先端設備等の種類

市内中小企業の労働生産性の向上を幅広く支援するため、計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

市内に中小企業が点在していることを勘案し、本計画の対象とする区域は、市域全域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業構造は、各種産業のバランスが取れていることから、本計画の対象とする業種及び事業は、全てとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び宗教活動を伴う営業及び宗教団体に関わる営業については対象としない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本計画に基づく先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等の導入の促進に際し、以下のことが認められる先端設備等導入計画については、本計画による認定の対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組と認められる計画
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員）との関係が認められる計画
- ・ 市税（国民健康保険税を含む）の未納がある者の計画

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。